

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、非常勤職員の育児休業が取得できるようになったことを受け、条例において一定の要件を満たす一般職の非常勤職員(再任用短時間勤務職員)を新たに規定する。

2 改正概要

対象となる非常勤職員の範囲	育児休業の期間
<p>次の①～③のいずれにも該当する非常勤職員は育児休業を取得できる。</p> <p>①任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上ある。</p> <p>②子の1歳到達日(誕生日の前日)を超えて引き続き在職することが見込まれる(1歳到達日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、更新されない場合は除く)。</p> <p>③規則で定める勤務日数以上(週3日勤務以上又は年間勤務日121日以上を予定)である。</p> <p style="text-align: right;">【第2条第3号ア】</p>	<p>子の出生の日から1歳到達日まで。</p> <p style="text-align: right;">【第2条の2第1号】</p> <p>配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合、子の出生の日から1歳2ヶ月に達する日まで(最長1年間)。</p> <p style="text-align: right;">【第2条の2第2号】</p>
<p>任期の末日まで育児休業を取得し、任期の更新に伴い引き続き育児休業をしようとする非常勤職員は育児休業を取得できる。</p> <p style="text-align: right;">【第2条第3号ウ】</p>	
<p>次の①②のいずれにも該当し、子が1歳到達日の翌日から育児休業を取得しようとする非常勤職員は育児休業を取得できる。</p> <p>①職員本人又は配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている。</p> <p>②1歳到達日後に育児休業を取得することが特に必要と認められる場合として規則で定める場合(保育所に入所できない場合や養育する予定の配偶者の死亡や負傷、産休などを予定)。</p> <p style="text-align: right;">【第2条第3号イ】</p>	<p>子が1歳～1歳6ヶ月に達する日まで。</p> <p style="text-align: right;">【第2条の2第3号】</p>

3 規程整備の内容

別紙新旧対照表のとおり

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

職員の育児休業等に関する条例（改正部分抜粋）

現 行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p>(ウ) <u>勤務日の日数を考慮して葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める非常勤職員</u></p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応</u></p>

じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合
非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、葛飾区規則で定める。

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。